（別紙）

地球温暖化対策計画（案）に対する意見募集担当宛て

地球温暖化対策計画（案）に対する意見

郵便番号	103-0002
住所	東京都中央区日本橋馬喰町 1-4-16　馬喰町第一ビル 9F
氏名	グリーン購入ネットワーク（GPN）　深津学治
連絡先電話番号	03-5642-2030
電子メールアドレス	gpn@gpn.jp

【御意見】

【意見1】
○該当箇所
P7 L20～21 行目

○御意見の概要
「徹底した省エネルギーの推進、」に後ろに「**グリーン購入の推進**」を追加し、「徹底した省エネルギーやグリーン購入の推進、再生可能エネルギーの最大限の推進（以下、省略）」とする。

○御意見及び理由
今般の地球温暖化対策推進法（改正案）は、パリ協定の採択を踏まえ、2030 年 26%削減目標達成のためのもので、民生部門（家庭・業務）は 40%の削減が必要とされています。
そして、改正案の資料では、そのための有力な施策として、家庭・業務部門における低炭素な「製品」「サービス」の“賢い選択”が掲げられています。
そこで、“賢い選択”の推進を強いメッセージとして発信するために、上記表現の追加を提案します。

【意見2】
○該当箇所
P57 ③四つ目の箇条書き１行目

○御意見の概要

「加えて、施設･設備の整備や物品の購入等に当たっては、」の後ろに、**「調達方針の策定及び調達目標を定め、」**を追加する。

○御意見及び理由

グリーン購入法第 10 条では、地方公共団体が調達方針及び調達目標を定め、グリーン購入に取り組むよう努めることとなっています。

「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定･改訂のための手引き(平成 26 年 3 月)」では、実行計画の策定による効果の一つとして「グリーン調達の推進」が挙げられていますが、地方公共団体のグリーン購入の取組状況（平成 27 年度環境省調査）によると、「グリーン購入の取り組みを調達方針に位置付けている文書がある」地方公共団体は、54.4%にとどまっています。

http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/refe/result_of_qs14.pdf

「低炭素な製品、サービスの”賢い選択”の推進」は地球温暖化対策推進法（改正案）のポイントの一つであり、グリーン購入の取り組みをさらに促すために、上記表現の追加を提案します。

【意見3】

○該当箇所

別表 1-40「地方公共団体が実施することが期待される施策例」

○御意見の概要

施策例を箇条書きとし、

「自らの事務及び事業に関し、（中略）地方公共団体実行計画（事務事業編）に定める。」の次の項目として、**「グリーン購入法に基づく組織的取り組みの実施」**を追加する。

○御意見及び理由

別表1-30、1-31、1-32の「地方公共団体が実施することが期待される施策例」では、「グリーン購入法に基づく率先的導入の推進」が盛り込まれていますが、別表 1-40 には記載がありません。意見1で述べたように、グリーン購入法第 10 条では、地方公共団体が調達方針及び調達目標を定め、グリーン購入に取り組むよう努めることとなっていますが、「グリーン購入を組織的に取り組んでいる」地方公共団体は、69.0%にとどまっています。

別表 1-30、1-31、1-32 の記述と重複しますが、グリーン購入の取り組みをさらに促すために、上記表現の追加を提案します。